



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

398	随意契約の相手方の決定	(税務課).....	1
399	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	(").....	8
400	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託	(危機管理消防課).....	9
401	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	9
402	指定自立支援医療機関の変更	(こころの健康推進課).....	9
403	〃	(").....	10
404	道路の供用開始	(道路保全課).....	10
405	道路の区域変更	(").....	10
406	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	(建築住宅課).....	11
407	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	11

○ 公安委員会告示

13	警備員指導教育責任者講習の実施	11
14	遊泳区域の指定	15
15	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	16

告 示

和歌山県告示第398号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社南大阪電子計算センター
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 随意契約に係る契約金額
(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(エ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円
(オ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(カ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(キ) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ク) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(ケ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(コ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(シ) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(ス) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(セ) オンライン処理	1回当たり	7,298円
(ソ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(タ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(チ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(ツ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(テ) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ト) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ナ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ニ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ヌ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ネ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ノ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,106円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円

ウ 証券二税

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円

(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,106円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データ取込処理(原始)	1回当たり	19,800円
(イ) 調定データ取込処理(承継)	1回当たり	19,800円
(ウ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(エ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(オ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1回当たり	3,590円
(ク) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,100円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(エ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(カ) オンライン処理	1回当たり	3,590円
(キ) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ク) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,106円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1回当たり	71,800円

(カ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,106円
(ク) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ケ) 年次処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	623円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 電子申告取込処理(県たばこ税)	1回当たり	10,000円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	623円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(コ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(サ) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(シ) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	50,000円
(ス) システム再構築に伴うデータ抽出	1回当たり	1,200,000円
コ 収納管理		
(ア) 消込処理	1回当たり	29,254円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,550円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	4,769円
(ス) 仮消込反映処理	1回当たり	830円
(セ) 本消込反映処理	1回当たり	489円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 特別法人事業税等月次集計処理	1回当たり	19,800円

サ 滞納整理

(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知書対象リスト作成処理	1回当たり	62,000円
(ウ) 延滞金通知書作成処理	1回当たり	17,200円
(エ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(オ) オンライン処理	1回当たり	3,590円
(カ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(ケ) 未納データベース作成処理	1回当たり	96,923円
(コ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,138円
(サ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(シ) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(ス) 地方税法(昭和25年法律第226号)第739条の5関係処理	1回当たり	9,900円

シ 県税統合宛名管理

(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,895円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,447円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,447円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円

ス メール

(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
-------------	-------	----------

セ システム作成

(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円
---------------	--------	---------

ソ 機器管理

(ア) サーバ機等運用(4月～8月)	1台当たり	71,100円
(イ) サーバ機等運用(9月～12月)	1台当たり	66,340円
(ウ) 端末機等運用	1台当たり	12,980円
(エ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,460円
(オ) プリンタ等運用	1台当たり	9,770円
(カ) ネットワーク機器運用(4月～8月)	1台当たり	10,610円
(キ) ネットワーク機器運用(9月～12月)	1台当たり	10,290円
(ク) サーバ機等保守(4月～8月)	1台当たり	14,830円
(ケ) サーバ機等保守(9月～12月)	1台当たり	16,270円
(コ) 端末機等保守	1台当たり	2,270円
(サ) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,060円
(シ) プリンタ等保守	1台当たり	460円
(ス) ネットワーク機器保守(4月～8月)	1台当たり	690円
(セ) ネットワーク機器保守(9月～12月)	1台当たり	590円

(ソ) 回線運用	1回線当たり	56,100円
(タ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(チ) 情報セキュリティ対策	1台当たり	614,000円
(ツ) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リスト用データ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) OSSデータ反映処理	1回当たり	30,000円
(ホ) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円

(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者データ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	13.8円
(キ) 納税通知書等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,538円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理(現年及び滞納)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞納)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リスト用データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 未納データ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分データ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円

(サ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リスト用データ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,490円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 旧法による自動車税環境性能割関係		
(ア) オンライン処理	1回当たり	623円
(イ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	50,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第399号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年和歌山県告示第400号（個人の事業税、自動車税の種別割及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務の委託）は、令和8年3月31日限り廃止した。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定公金事務取扱者として指定した者

名 称	事 務 所 の 所 在 地
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

株式会社ポブラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号

2 委託した公金事務

個人の事業税、自動車税及び不動産取得税に係る徴収金の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 公金事務の委託をした日

令和8年4月1日

和歌山県告示第400号

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第29条の2及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の4の2の規定に基づき高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状並びに液化石油ガス設備士免状に関する事務を高圧ガス保安協会に委託して次のとおり実施する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 委託に係る免状交付事務の内容

高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の新規交付及び再交付並びに液化石油ガス設備士免状の新規交付、再交付、書換え等に関する事務並びにこれらの免状の作成に係る業務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号）

和歌山県告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012405035	ホームヘルプすてっぷ	西牟婁郡上富田町朝来2302	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和8.4.30

和歌山県告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

訪問看護ステーションKokua	和歌山市新堀東一丁目7-31	医療機関の所在地	和歌山市小雑賀696-1 岩端ハイソ南	和歌山市新堀東一丁目7-31	令和8.2.14
-----------------	----------------	----------	------------------------	----------------	----------

和歌山県告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションピースフルみらい	岩出市西野202-3 1st Place1-C	医療機関の名称	訪問看護ステーションピースフル岩出	訪問看護ステーションピースフルみらい	令和8.3.1

和歌山県告示第404号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字笠木字槇尾52番6地先から同町大字笠木字槇尾22番2地先まで

供用開始の期日 令和8年4月24日

和歌山県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中万呂字田中代619番地先から同市中万呂字田中代548番1地先まで	旧	5.13 ） 7.24	250.50	
同上	新	12.85 ） 18.37	247.93	

和歌山県告示第406号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年和歌山県告示第421号（指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託）は、令和8年3月31日限り廃止した。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定公金事務取扱者として指定した者

- (1) 名称 和歌山県住宅供給公社
- (2) 事務所の所在地 和歌山市十三番丁30番地

2 委託した公金事務

和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場に係る使用料の収納事務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年4月1日

4 公金事務の委託をした日

令和8年4月1日

和歌山県告示第407号

令和8年度和歌山県立図書館資料（図書）納入業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 落札に係る調達物品の名称及び数量

令和8年度和歌山県立図書館納入資料（図書）納入業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県立図書館資料課
和歌山市西高松一丁目7番38号

3 落札者を決定した日

令和8年3月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ヒロカンパニー
和歌山市広瀬中ノ丁二丁目97番地

5 落札金額（各1冊当たり納入価格）

資料本体価格の105.0パーセント

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和8年2月6日

公安委員会告示**和歌山県公安委員会告示第13号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警備業務の区分	実施期日	実施場所	定員
法第2条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和8年7月1日（水）から同月10日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 （新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）については、令和8年7月8日（水）のみ 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館で実施）	新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）合わせて30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和8年7月6日（月）から同月10日（金）までの5日間		
法第2条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	令和8年7月1日（水）から同月10日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間		新規取得講習（4号）及び追加取得講習（4号）合わせて10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	令和8年7月8日（水）から同月10日（金）までの3日間		

備考

- 1 新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。
- 2 新規取得講習（4号）の一部については、追加取得講習（4号）と合同で実施する。

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

- ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、申込時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和8年6月2日（火）から同月4日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に、受講受付専用電話（073-423-3344）により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、令和8年6月5日（金）から同月11日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間。持参による提出の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること（郵送により提出する場合は前記期間内に必着させること。e-Gov電子申請（<https://shinsei.e-gov.go.jp>）を利用する方法により提出する場合も同様とする。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は（2）の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の(1)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(1)のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「1号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(イ) 2の(1)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(1)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(1)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(1)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習(1号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

(3) 新規取得講習(4号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「4号警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習(4号)の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

- (5) (1) から (4) までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の (1) のア、ウ若しくはオ、2の (2) のア、ウ若しくはオ、2の (3) 又は2の (4) に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
 (2) 追加取得講習（1号） 23,000円
 (3) 新規取得講習（4号） 34,000円
 (4) 追加取得講習（4号） 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
 (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市八番丁9番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係

電話番号 073-423-0110（内線3046、3047、3048）

和歌山県公安委員会告示第14号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和8年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山早穂

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
白良浜海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町地先の海域で、「白良浜海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年5月3日から同年9月13日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町崎ノ北	西牟婁郡白浜町崎ノ北地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和8年7月18日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町江津良	西牟婁郡白浜町江津良地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同上

和歌山県公安委員会告示第15号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年4月24日

和歌山県公安委員会委員長 竹山 早穂

1 審査の種類等

種類	内容	期日	場所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（準中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	令和8年6月15日（月）から同月18日（木）まで	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部 交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（準中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

令和8年5月11日（月）から同月18日（月）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

- ア 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）
- イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）
- ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課講習・教習所係（電話073-473-0110 内線364）